

目次

第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

番外：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

本資料に掲載

第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

No. 11：JR運賃・料金⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

多くの場合、購入した乗車券類は予定通り使用できますが、ときには利用者の都合や天災地変などで予定を変更することがあります。ここではそのような、当初の予定と異なる乗車形態の場면을解説します。

1. 乗車変更

a. 旅行開始前（又は使用開始前）の変更

- ① 普通乗車券や指定券などを所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、手数料なしに同種類の他の乗車券類に変更することができます。
この変更を「乗車券類変更」といいます。（片道乗車券⇔往復乗車券、指定席⇔グリーン席 など）
- ② 車券類変更の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃及び料金と、変更後の旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをします。精算をします。
- ③ 変更後に発券された乗車券類には、**乗変** と印字されます。

b. 旅行開始後（又は使用開始後）の変更

- ① 普通乗車券や自由席券などを所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、着駅や経路を変更することができます。この変更を「区間変更」といいます。「乗り越し」などの場合です。
- ② 指定券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、同一の列車について区間や設備を変更することができます。この変更を「指定券変更」といいます。
- ③ 区間変更と指定券変更は、変更の前と後の額を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。
「払い戻しをしません。」← ここ注目。

2. 運行不能

旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、列車が事故などで運行不能となったときは、購入していた乗車券類について、以下に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

ア. 運賃・料金の払戻し

→ 乗車券は、旅行中止駅～着駅間に対する旅客運賃が払い戻され、指定券は全額が払い戻されます。

イ. 有効期間の延長

→ 乗車券や自由席特急券は、開通までの一定期間有効期間を延長できます。

ウ. 無賃送還並びに払戻し

→ 乗車券に表示された発駅までを無賃で運送します。また、運賃や料金は全額払い戻されます。

エ. 他経路乗車

→ 乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができます。

3. 列車の遅延

- ① 特急列車が、到着時刻より2時間以上遅れた場合（遅延することが確実なときを含む。）は、特急料金の全額が返金されます。
- ② 列車が遅れたことによって、乗り換え列車に接続しなかったため、予定の到着時刻より2時間以上遅れる場合で、途中で旅行を取り止めるときや出発した駅まで戻るときは、①と同様です。

4. 乗車券類の紛失

- ① 乗車券類を紛失したときは、**再度購入**しなければ乗車（又は引き続き乗車）できません。
- ② その場合、「**再收受証明書**」の交付（又は再購入した乗車券類に「再收受証明印」）を請求することができます。
- ③ **1年以内**に紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と「再收受証明書」（又は「再收受証明印」のついた乗車券類）とを提出して、手数料 **220円**（指定券は **340円**）を支払うことにより払戻を受けることができます。

乗車後に紛失した場合、係員がその事実を確認できないときは、「不正乗車」として、増運賃・増料金を請求されることがあります。

[Check Test No. 12]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅客は使用開始前に、手数料を支払うことなく、普通車指定席からグリーン車への変更をすることができる。
()
- (2) 旅客は使用開始後になれば、着駅を変更することはできない。()
- (3) 旅客は、JR線が事故により運行不能となったときに、出発駅に戻ることを希望するときは、自費で乗車券類を購入しなければ戻ることができない。()
- (4) 特急列車が、到着時刻より1時間以上遅れた場合は、特急料金の全額が返金される。()
- (5) 旅客が乗車券類を紛失したときは、再度購入しなければJRを利用できず、紛失乗車券類を発見しても払い戻されることはない。()

Check Test 解答・解説 No. 12

- (1) ○：旅客は使用開始前であれば、1回に限り手数料を支払うことなく、乗車券類の変更をすることができます。
- (2) ×：旅客は使用開始後であっても、着駅の変更（区間変更）をすることができます。（ただし、額が減少しても払い戻されません。）
- (3) ×：列車が運行不能になったときには、「無賃送還」の規定があり、旅客が希望すれば出発駅に戻ることができます。
- (4) ×：到着時刻より2時間以上遅れた場合には、特急料金が返金されます。
- (5) ×：乗車券を紛失した際に、「再收受証明」を受けることなどの条件を満たせば、紛失した乗車券類の払戻しが行われます。